

検索エンジンがマンガ海賊版サイトへの流入に与える影響の抑制について

弁護士 弁理士

平井 佑希

弁護士 弁理士

丸田 憲和JILIS 参与
明治大学 専任教授**丸橋 透**JILIS 参与
東京大学大学院 教授**宍戸 常寿**

1 マンガ海賊版サイトの現状

1.1 マンガ海賊版サイトの現状

マンガ作品を権利者に許諾を得ることなくWeb上で公開するサイト、いわゆるマンガ海賊版サイトが社会問題として認知されて久しい。日本においても、「はるか夢の趾」や「漫画村」といった大手のマンガ海賊版サイトの運営者が逮捕され、実刑判決が下されたことも記憶に新しいところである¹⁾。

出版社や著作権者は、マンガ海賊版サイトにアップロードされた作品について毎月数万件にも及ぶ削除通知を発し、悪質なマンガ海賊版サイトについては国内及び海外における裁判手続を利用するなどして対策を強めているが、マンガ海賊版サイトは残念なことに現在も着々と成長を続けている。一般社団法人ABJの調査によると、マンガ海賊版サイトのうち、日本からのアクセス数の上位10サイトの月間アクセス数の合計は、2021年10月に4億0090万アクセスとなっており（下記表。同年9月と比べ110%）、社

会の耳目を集めた「漫画村」の全盛期のアクセス数（集計方法などによって幅はあるが、月間1億アクセスを超える²⁾、あるいは1億6000万アクセス³⁾などと言われる）を大きく上回るに至った。

近年の漫画海賊版サイトのアクセス数の伸びは驚異的なものがあり、2017年当時、最も人気を集めた「FREEBOOKS」というサイトでさえ、月間アクセス数は1750万人であったとされる⁴⁾。特に上記表の上位3サイト（海賊版サイト①～③）のアクセス数の増加は顕著で、コロナ禍の始まった2020年1月の時点の上位3サイトの月間アクセス数の合計は月間1253万回であり、2021年10月時点で同3億2600万回ったから、その後わずか2年弱の間に26倍にまで跳ね上がっている。

上位10サイトのうち試算可能なサイトを用いて、ただ読みされた金額を算定したところ、2021年1～10月の期間で7827億円にも上るとするデータも存在する⁵⁾。マンガの紙・電子を合算した正規の市場規模が6126億円（2020年）であることに照らすと、いかに多くの作品が海賊版サイトで読まれているかとい

1) <https://www2.accsjp.or.jp/criminal/2018/1221.php>
https://www2.accsjp.or.jp/criminal/2021/post_1.php

2) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/kondankaito/shingaikontentsu/01/pdf/r1422992_02.pdf

3) https://shuppankoho.jp/damage/1_online_reading.html

4) 前掲注3

5) https://www.soumu.go.jp/main_content/000780146.pdf

表 日本からのアクセス数の多いマンガ海賊版サイト上位10

	月間アクセス数(回/月) *	2021年9月比(%) **
海賊版サイト①	1億5560万	118%
海賊版サイト②	9116万	120%
海賊版サイト③	7924万	98%
海賊版サイト④	2238万	107%
海賊版サイト⑤	2086万	103%
海賊版サイト⑥	1575万	97%
海賊版サイト⑦	532万	100%
海賊版サイト⑧	424万	96%
海賊版サイト⑨	342万	96%
海賊版サイト⑩	293万	96%
上位10サイト合計	4億0090万	110%

* Similarwebのデータ **小数点以下を四捨五入
(一般社団法人ABJ調べ。2021年10月時点。)

うことが理解できよう。

2 検索エンジンの現状

2.1 海賊版対策との関係における検索エンジン

内閣府等から2019年10月に公表された「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」では、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューのひとつとして、「検索サイト対策」が挙げられ、海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制に関し、著作権者等と検索事業者との協議を推進することと定められた。

本稿は、その後約2年半が経過した現在における、検索エンジンに対するマンガ海賊版対策の現状や問題点を述べるものであるが、もとより、筆者らも毎日検索エンジンを利用しておらず、検索エンジン全般の社会的有用性は評価した上で、マンガ海賊版サイトという側面に限定して、その影響を事例報告するものである。

2.2 検索エンジンのシェア

日本で使用されている主要な検索エンジンのシェアは、Google (Google.comとGoogle.co.jpの合計) が74.37%、Yahoo!が18.71%、Bingが5.07%⁶⁾である。

2.3 検索エンジンからマンガ海賊版サイトへの流入

2.3.1 検索エンジンからの流入の状況

広く知られているマンガ海賊版サイトの場合、ブックマークなどからのダイレクト流入が増え、検索エンジンのオーガニック検索からの流入は減少する傾向にある。

ほぼ内容的には同一の兄弟サイトのような関係にある3つのサイト（海賊版サイト①、海賊版サイト②及び海賊版サイトA⁷⁾）を比較すると、海賊版サイト①（月間アクセス数約1億5000万回）や海賊版サイト②（同9000万回）では、オーガニック検索からの流入がそれぞれ約9.7%、3.8%であるのに対し、海賊版サイトA（同約300万回）では、オーガニック検索からの流入が36.2%を占める。

また、海賊版サイト③は2021年11月に閉鎖となつたが、その直後に新たに登場した後継サイト⁸⁾である海賊版サイトBのオーガニック検索からの流入は約23.6%である。

これらのデータからすると、検索エンジンは、マンガ海賊版サイトが新たなユーザーを獲得する過程に大きな貢献をしており、マンガ海賊版サイトの成長の一翼を担っていると言える。

2.3.2 検索エンジンのマンガ海賊版サイトの可視性(Visibility)への影響

インターネットユーザーは、目的とするWebサイトに到達するために検索エンジンを使用し、その検索結果からアクセスするということが日常的に行なわれている。

6) <https://gs.statcounter.com/> より。2021年11月のデータ。

7) 前記した表の上位10サイトには含まれていない。

8) 海賊版サイトBは、サイト上で「海賊版サイト③を統合した」と自ら宣言していた。

ユーザーがドメイン名を正確に記憶していれば⁹⁾、ブラウザのアドレスバーにドメイン名を直接入力することによってもアクセスできるが、そのようにして目的とするWebサイトを訪問しているユーザーは例外的である。

検索エンジンは、ユーザーが可能な限り目的のWebサイトにたどり着けるように、その検索結果の表示にあたり様々な工夫を凝らして各Webサイトの可視性(Visibility)を向上させている。これはマンガ海賊版サイトについても同様であり、例えば、Googleにおいて海賊版サイト①のドメイン名の一部である「漫画●●」(●●の部分は伏せてある。)を全て全角入力で検索しても、きちんと海賊版サイト①のページが検索結果のトップに表示されるし、さらに検索結果の表示の前に「もしかして:manga●●」と正しいドメイン名をサジェストまでしてくれる。

このようにして、検索エンジンを用いることで、ユーザーはマンガ海賊版サイトに容易にたどり着くことができる。

2.4 サイト内検索の仕組みを利用したケース

やや特殊な例として、マンガ海賊版サイトの中には、そのトップページに検索エンジンの検索窓だけが表示されているサイトがある(海賊版サイト③やその後継サイトである海賊版サイトB。)。その検索窓に読みみたい作品名などを入力して検索をすると、海賊版サイト③や海賊版サイトB内にある海賊版データが検索されるという仕組みである。

これらのマンガ海賊版サイトにおいて、検索エンジンは、そのマンガ海賊版サイトにたどり着くための導線としてだけではなく、マンガ海賊版サイトで所望の違法コンテンツを検索するためのツールとして利用されてしまっている。

3 検索エンジンへの対策の現状と課題

3.1 削除申請

3.1.1 対策の現状

出版社などの権利者は、マンガ海賊版サイトなどに

おいて違法に作品がアップロードされていることを発見すると、検索エンジンに対して、検索結果から削除するよう申請している。その数は、ある出版社1社だけでも、月間でGoogleに対して5万件、Bingに対して5万件に上る。

3.1.2 課題1：削除対象がWebページ単位であること

削除申請のスキームに関する課題として、第1に、削除申請を行なっても、削除の対象となるのが、URLで特定される違法コンテンツの掲載されている個々のWebページのみであるという点が挙げられる。例えば、マンガ海賊版サイト①では、1話ずつそれぞれ別のWebページ(別のURLを持つページ)に掲載されており、違法コンテンツが掲載されているWebページは12万ページを超える。これを現状の削除申請の仕組みで対応しようとすれば、12万を超える削除申請を行なう必要がある。ここで「必要がある」と述べたのは、仮にその一部のページが削除されずに残ってしまうと、ユーザーはその残ったページを経由して当該マンガ海賊版サイトにたどり着けてしまうため、対策の効果が迂回されてしまうためである¹⁰⁾。

たった1つのマンガ海賊版サイトだけでこの数である上、マンガ海賊版サイトでは、日々新たな作品(話)がアップロードされ、その都度URLは増えていくのであって¹¹⁾、これをいたちごっこのように削除していくのは、到底現実的な対応策とは言えない。

3.1.3 課題2：違法コンテンツが掲載されていないページが削除されないこと

削除申請のスキームに関する第2の課題は、違法コンテンツが掲載されているページしか、検索結果からの削除が行なわれない点である。

当該ページ自体には、違法コンテンツが掲載されていないとしても、ランキングページや作品リストのページなど、違法コンテンツが掲載されたページへのリンクが多数掲載されているページであれば、令和2年の著作権法改正で導入された著作権法113条2項、3項により著作権侵害とみなされるのであって、違法コンテンツ自体が掲載されていないことは、当該ページを検索結果から削除しない理由にはならな

9) たとえドメインの一部(例えば「yahoo.」)を記憶していたとしても、トップレベルドメイン(['.com']、['.net']、['.jp']など)がどれであるのかや、他の文字列が付加されるのか(例えば「yahoo」なのか「yahoo_japan」や「yahoo-japan」などのなど)等、様々な可能性があり、ドメイン全体を正確に記憶することは困難である。

10) 例えば、海賊版サイト①や②は、そのトップページについて既にgoogle検索の結果から削除されている。しかし、ランキングページなどが削除されずに残っていることによって、google検索でこれらのWebサイトを検索すると、削除されずに残ったページが検索結果に表示され、ユーザーは難なくこれらのWebサイトに到達することができてしまう。

11) 正規の電子版が配信されたわずか数分後には、その作品がマンガ海賊版サイトにアップロードされているという例も散見される。

い¹²⁾。

実際、上記2.4で紹介した海賊版サイト③では、違法コンテンツはトップページからサイト内検索でたどり着くことができる各作品の各話のページに掲載されており、トップページには検索エンジンの検索窓だけが表示され、違法コンテンツは掲載されていない。またトップページから作品を検索すると表示される作品ごとの各話へのリンクをリストにしたページにも違法コンテンツは掲載されていない。

そのため、違法コンテンツ自体が掲載されていないという極めて形式的な対応がとられた結果、極めて悪質なマンガ海賊版サイトであるにも関わらず、そのトップページや作品ごとの各話へのリンクページを検索結果から削除することができず、上記課題1で述べたのと同様の問題が生じる。すなわち、海賊版サイト③では極めて多数掲載されている各話ごとの削除申請を行なうことができず、トップページや各話へのリンクページを削除することができないため、これらのページを通じて違法コンテンツにたどり着くことができてしまう。

他のサイトでも、カテゴリページや検索結果の表示ページ、ランキングページなど違法コンテンツを掲載しないページについては削除を免れ、検索結果に残り続けることになる。そうなれば、ユーザーは削除を免れたページを入口にして当該マンガ海賊版サイトにたどり着くことができてしまう。

3.1.4 課題3：削除されたURLが公表されていること

削除申請のスキームに関する第3の課題として、個々のWebページが検索エンジンの検索結果から削除されたとしても、どのページが削除されたのかのURLが公開されていることが挙げられる。

例えば、Google検索で海賊版サイト②のドメイン（2ndレベルドメイン）を入力して検索すると、検索結果を表示するページの最下部に、「米国デジタル ミレニアム著作権法に基づいて多くの申し立てが寄せられていることから、2件の検索結果をこのページから削除いたしました。DMCAの申し立てについては、LumenDatabase.orgをご覧ください。削除の原因となった申し立ては次のとおりです。」と表示される。このLumenDatabase.orgでは、DMCAの申立てを行

なった申立人などの情報とともに、検索結果から削除されたURLが表示される¹³⁾。

すなわち、たとえ検索結果から削除されても、検索結果のページを経由して、ごく簡単な手順を踏むだけで、違法コンテンツが掲載されたWebページにたどり着くことができてしまう。

3.1.5 課題4：URLの再設定による潜脱が容易であること

削除申請を行なうにあたり、削除対象のWebページはURLで特定する。したがって、仮に特定のURLについて検索結果の削除がなされたとしても、海賊版サイトの運営者はそれとは別のURLを再設定することで容易に削除処分を潜脱することができる¹⁴⁾。海賊版サイト運営者によるURLの再設定が権利者による削除申請よりも容易かつ迅速・大量に行なえることは言うまでもない。

3.2 降格シグナル

3.2.1 対策の現状

Googleは、個別のWebページを検索結果から削除するのみならず、大量の有効な通知を受け取るサイトに対して、検索結果に表示される順番を格下げする（降格シグナルが働くようにする）という取り扱いをしている¹⁵⁾。

3.2.2 課題1：降格シグナルが働く基準が明らかにされていないこと

降格シグナルのスキームに関する課題として、第1に、どのような基準に沿って降格シグナルが適用されるのかが明らかにされていないという点が挙げられる。

これまで出版社がGoogleと行なってきた協議の中で、アクセス数の多いサイトを降格させるためには、より多くの削除申請を行なう必要があるとの説明がされた。これはつまり、より多くの違法コンテンツを集め、より多くのユーザーに対して、より多くの著作権侵害行為を繰り返し行なっている悪質なサイトであればあるほど、降格シグナルが働きにくいということを意味している。

またGoogleは、どれだけの数の削除申請を行なえば降格が実施されるかについては「アルゴリズムに

12) 令和2年の法改正を待つまでもなく、海賊版コンテンツへのリンクを放置する行為は、少なくとも著作権侵害の助長行為として違法であると評価し得るし、著作権侵害差止請求訴訟の場面であれば、侵害の停止又は予防に必要なものとして、同じ海賊版サイト内のランキングページなどについても削除が認められるようと思われる。

13) メールアドレスを入力すると、直ちに、自動応答でこれらの情報が掲載されたWebページのURLが返信されてくる。

14) 実際に、同一の作品を表示するページ（URL）を複数用意する、サブドメインを設定する、ミラーサイトを作成するという方法が行なわれている。

15) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashinkai/chosakukken/hoki/h30_02/pdf/r1407928_07.pdf

よる」と述べるだけで、具体的な回答を避けている。そのため、出版社としては、悪質なマンガ海賊版サイトに降格シグナルを働くために、どれだけの削除申請を行なえばよいのかわからないし、降格シグナルが働くという保証すらない中で、膨大な削除作業を強いられている。

3.2.3 課題2：降格シグナルの効果が限定的であること

これまで出版社がGoogleと行なってきた協議の中では、降格シグナルが働くことで、どのような効果が生じるのかについて、「海賊版」などの海賊版サイトを連想させるような検索キーワードが含まれる場合に、降格シグナルが働いているWebサイト（ドメイン）の検索結果が表示されないようになるとの説明があった。一方、Webサイト名やURLの一部を用いて検索を行なった場合には、降格シグナルは働くかないとの説明があった。

そこで筆者らにおいて確認をしてみると、現在降格シグナルが働いていると説明を受けた海賊版サイト④について、そのドメインを検索キーワードとして検索を行うと、2ndレベルドメイン（●●）で検索した場合と、トップレベルドメインまで含めて（●●.net）検索した場合のいずれにおいても、上位に海賊版サイト④のページが表示された。

次に、「●●.net」と他の検索キーワードを組み合わせて検索を行なった場合、「今日」、「明日」などの一般的な用語と組み合わせた場合には、いずれも上位に海賊版サイト④のドメインのページが表示される一方、「海賊版」、「free」と組み合わせた場合には、海賊版サイト④のページは表示されなかった。

つまり、降格シグナルの効果というのは、「海賊版」や「free」といった特定の検索ワードが含まれる場合に、降格シグナルが働いているWebサイトを検索結果の上位に表示しないようにするものであると推測される。

しかしここで、「●●.net」と「ワンピース」、「進撃の巨人」などの作品の題号を組み合わせた場合や、海賊版を検索する際によく用いられると思われる「無料」や「zip」と組み合わせた場合などは、いずれも上位に海賊版サイト④のページが表示された。すなわち、降格シグナルの効果が発揮するための特定の検索ワードの範囲は、必要十分なものではなく、海賊版作品を検索しようとするユーザーであれば、降格シグナルが働いているWebサイトであっても、容

易にたどり着くことができてしまう。

以上の通り、サイト名（又はその一部）を知っているユーザーや、作品名などで海賊版作品を検索するユーザーに対しては、降格シグナルは働くはず、漫画海賊版サイトへのユーザーの新規流入の抑止に対する効果は限定的である。

3.3 参考：他社（Yahoo!）の取り組み例との比較

以上のような課題に対して、最近Yahoo!が出版社との協議の結果、一部の悪質な海賊版サイトについて、ドメイン単位で検索結果に表示されないようにする対策を講じた。

海賊版サイト①～⑩を含む、現在の漫画海賊版サイトの多くは、独自ドメインで運営されているため、ドメイン単位での対応を行なったとしても、その影響は当該漫画海賊版サイトにのみ及び、他の適法サイトが検索結果から非表示となってしまう懸念はない。

その効果として、当該海賊版サイトをYahoo!で検索しても、カテゴリページや各話のページなどを含む、一切のページが検索結果として表示されない¹⁶⁾こととなり、上記に述べた各課題が、これらの悪質海賊版サイトについては、解消したと言える。

この対策は、極めて画期的な取り組みであるとともに、他の検索エンジンにおいても、技術的には同様の対策を講じることができることを示すものである。

4 英国における検索と著作権に関する行動規範

4.1 行動規範の策定

検索エンジンによる著作権侵害対策に関して、海外では、2017年2月17日に、英国知的財産庁(IPO)の仲介によって、検索エンジン側のメンバーとしてGoogle及びBing、権利者団体側のメンバーとしてBPI (British Phonographic Industry)、MPA (Motion Picture Association) 及びThe Alliance for Intellectual Propertyとの間で、検索と著作権に関する行動規範が締結されている¹⁷⁾。

この行動規範は、検索エンジンと権利者団体との間で行なわれた一連の円卓会議の議論を踏まえ、上記で挙げたメンバー間で自主的な行動規範として策定されたものである。

16) 課題3として挙げたURLの公表もされていない。なお、脱稿後の2022年3月14日、Yahoo!社は「検索結果に関する有識者会議～海賊版サイトへの対応について～報告書」を公表している。<https://about.yahoo.co.jp/common/expertcommittee/>

17) https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/609478/code-of-practice-on-search-and-copyright.pdf

4.2 行動規範の概要

全部で23項に及ぶ行動規範では、検索エンジンは、有効な著作権侵害通知が迅速に処理され、検索結果から、権利侵害が行なわれているURLが削除されるようにしており、著作権を侵害しているWebサイトの検索結果の影響を減らすことができると指摘されている（7項）。そして特に著作権侵害に特化していることが証明されたドメインに関しては、これを降格させるために侵害通知をより効果的に活用する取り組みを拡大して、違法なWebサイトが上位に表示されるのを大幅に減らすための手段を検討すべきであるとしている（7項）。

そして、検索エンジンにおいては、この降格処分に焦点を当てるべきであるとし（13項）、侵害行為に特化したドメインの降格を加速させ、そのようなドメインが最初に確認されてから、検索結果の上位から降格されるまでの時間を短縮するための措置を検討するとしている（16項）。そして、このような迅速な降格処分を実現するために、検索エンジンと権利者は、ユーザーがどのようにコンテンツを検索しているかをよりよく理解するために、詳細な情報を秘密裏に交換すると定めている（14項）。

また、行動規範では、ドメインホッピングに関するよりも、降格処分の対象となったWebサイトが、トップレベルドメインを変更するだけで、実質的に同一のサイトのまま維持される頻度を評価し、そのようなケースが広まっている場合には、そのようなホッピング後のドメインが適切に降格されるようなプロセスを開発すべきであると指摘している（15項）。

さらに、行動規範の18項には、検索の際のサジェスト機能¹⁸⁾に関する言及があり、ユーザーを侵害サイトへと導くサジェストが生成されないようにする取り組みを行なう旨規定されている。この取り組みについては、まずは中立的な検索ワードが入力された際に生成されるサジェストへの対策に焦点を当てることとしている。

4.3 我が国の現状及び課題に照らして

4.3.1 英国で策定された行動規範の内容は、3で前述したような我が国における検索エンジンへの対策の現状及び課題と非常によく整合するものである。

URL単位の削除では、海賊版サイトへの対策としては不十分であることから、海賊版サイトへ

の対策としては、降格処分（降格シグナル）が中心に据えられるべきであることは、行動規範13項が指摘する通りである。特に、行動規範の7項や16項が指摘するように、侵害に特化したドメインに関しては、降格処分が迅速に行なわれるべきである¹⁹⁾。

また降格処分の内容としても、どのようなキーワードで海賊版サイトが検索されるのかを、検索エンジンと権利者はよく理解する必要があり（行動規範14項）、これを検索結果から非表示となるキーワードの設定に反映させていくべきである。作品名や「zip」など、我が国において海賊版作品を検索するために、ごく一般的に用いられているキーワードですら、降格処分の対象キーワードになっていないと思われる状況は、速やかに改善する必要がある。

4.3.2 行動規範の15項が、ドメインホッピングへの対応に言及している点は、大いに着目されるべきものである。マンガ海賊版サイトが、権利者からの警告などを受けて、ドメイン名やホスティング事業者を頻繁に変更する（ホッピングする）ことは、海賊版対策に携わっている者にとっては、周知の事柄である。降格処分に関しても、せっかく苦労して大量の削除申請を行ない、降格処分となても、ドメインホッピングによってその効果を回避できてしまうのであれば、努力は水泡に帰す。

ドメインの一部が共通している場合はもちろん、変更前のドメインから変更後のドメインにリダイレクトを設定していたり、掲載されている違法コンテンツのファイル名が共通しているなど、ドメインホッピングの前後で同一のサイトであると評価できるような場合には、速やかに変更後のドメインに関しても降格処分が行なわれるべきである。

4.3.3 さらに、サジェスト機能への対応についても、Googleの検索窓に「漫画」という中立的なキーワードを入力すると、実際に、複数の漫画海賊版サイトのサイト名が提案される。このように、サジェスト機能が海賊版サイトの視認性を向上させていることに疑いはない。サジェスト機能は、もともと海賊版サイトを検索しようとして

18) 検索キーワードやその一部を入力すると、関連しそうな検索ワードを提案してくれる機能。例えば、googleの検索窓に、「さじえ」まで入力すると、「サジェスト」、「サジェスト 意味」など複数の検索ワードが提案される。

19) 前述した通り、現在の悪質なマンガ海賊版サイトは、独自ドメインで運営されており、このような侵害に特化したドメインに関して、降格処分が行なわれたとしても、適法なWebページが検索結果から非表示となってしまう懸念はない。

いるユーザーのみならず、そのような意図がないユーザーに対しても、海賊版サイトを検索する意図を誘発しかねない点において、より重大な問題とも言える。

サジェスト機能は、検索への入口部分に当たる機能であり、ここへの対策とともに、降格処分など、検索の中身に対する対策を合わせて講じていくことが、検索エンジンからの海賊版サイトへの流入を抑止するために必要である。

4.3.4 以上の通り、行動規範に記載されている内

容の多くは、我が国においても課題とされ、出版社において検索エンジンに対して改善を要求してきた事項と重なる。このように国内外で同じ問題を指摘されているのであって、検索エンジンの対応には、改善すべき点があると言わざるを得ない。検索エンジンがマンガ海賊版サイトへの流入に与える影響を抑制するためには、我が国においても、英国の行動規範の例のように、検索事業者と出版社との間により緊密な協力関係を構築し、実効的な対策を策定、実践すべきである。

弁護士 弁理士
桜坂法律事務所

平井 佑希 (ひらい・ゆうき)

北海道大学農学部卒、同大学院農学研究科及び横浜国立大学ロースクール修了。特許権、著作権をはじめとして知的財産権の紛争案件を中心に扱う。著作として『トラブルを防ぐ 著作権侵害の判断と法的対応』(共著、日本法令)など。

弁護士 弁理士
ライツ法律特許事務所

丸田 憲和 (まるた・のりかず)

東京大学工学部機械情報工学科卒、一橋大学ロースクール修了。特許権、著作権などの知的財産権の紛争案件やいじめ、学校問題などの子どもの人権に関わる案件を中心に扱う。著作として『平成31年・令和元年著作権法関係裁判例紹介』(共著、パテント)、『新・子どもの権利擁護マニュアル 子どものためのリーガルソーシャルワーク』(共著、東京弁護士会)など。

JILIS 参与
明治大学 法学部 専任教授
丸橋 透 (まるはし・とおる)

ニフティの法務責任者（通算約15年）など富士通グループの法務部門を経て2018年より現職。サイバー法、情報法、ネット取引法を専門とし、ISPやクラウド事業者等のプラットフォーム事業者に係わる法制度を中心として研究している。

最近では、海賊版対策としてのブロッキングやプロバイダ責任制限法の発信者情報開示制度の見直しに関する政府会合に委員として参加した。

JILIS 参与
東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
宍戸 常寿 (しげど・じょうじ)

東京都立大学法学部助教授、一橋大学大学院法務研究科准教授などを経て現職。著書は『憲法 解釈論の応用と展開』(日本評論社)、『ロボット・AIと法』(編著、有斐閣)、『新判例ハンドブック 情報法』(編著、日本評論社)、『デジタル・デモクラシーがやってくる!』(共著、中央公論新社)など多数。

個人HP：<http://www.shishido.j.u-tokyo.ac.jp/shishidogeorge/>